

2020年12月15日

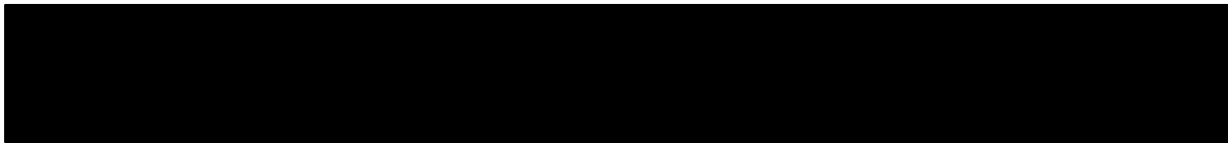
湘南サニーサイドマリーナ(株)と横須賀市大楠漁業協同組合による問題の論点整理

横須賀市議会議員 小林伸行
横須賀市民オンブズマン

問題の論点

いわば「横須賀の森友問題」とも言うべき案件。

小泉環境大臣の地元で、有力県議とも関係の深い企業に対して行政が忖度し、公が歪められた。

- 
- (1) 漁協を隠れ蓑にした民間企業による土砂の不法投棄
(2019年8月23日～10月23日)
 - (2) 漁協を隠れ蓑にした民間企業による「つきいそ」設置を口実とした土砂の不法投棄
(2019年10月23日～2020年9月28日頃)
 - (3) 漁協を隠れ蓑にした民間企業による「漁礁兼消波堤」名目の離岸堤設置
(2020年3月頃完成)
 - (4) 「漁礁兼消波堤」名目の離岸堤を無許可で市有「芦名4号防波堤」へ連結接続
(2020年3月頃～現在)
 - (5) 「漁礁兼消波堤」設置が終わった後に続いた目的外の公共水域における浚渫
(2020年3月頃～9月28日頃)
 - (6) 公共水域に無許可でバースを設置した不法占用
(2020年8月23日～現在)

問題の概要

本件に関連し、サニーサイド社の羽柴宏昭社長は約 25 億円の融資を受けたと公言しているとされ、大楠漁協による離岸堤型「漁礁」整備、浚渫、沖合の海洋投棄型「つきいそ」整備の費用は実際にはサニーサイド社から拠出したとみられる。

当該海域には長井町漁業協同組合(以下、長井漁協)にも共同漁業権が設定されており、なぜか大楠漁協ではなくサニーサイド社から、長井漁協に「迷惑料及び漁業協力金」名目で 1 億 5 千万円が支払われた。別途、長井漁協の組合員に対し、関係者の間では「茶封筒」との符牒で呼ばれる金銭がサニーサイド社から配られたとの複数の証言もある。

その後、サニーサイド社は自社マリーナの目の前の公共水域を無許可で不法占用して、バース(船舶係留施設)を設置した。ホームページでも係留予約を募集していた(現在は削除)。

一連の大楠漁協による浚渫、離岸堤整備、バース設置の経過は不自然であり、実際にはサニーサイド社が大楠漁協を隠れ蓑に、メガヨットに対応した静穏域と水深を確保したものと考えられる。

バースの陸側に位置するライオンズリゾートマンション芦名管理組合が横須賀市みなと振興部水産振興課に対し、無許可で不法占用したバースの撤去を求めたところ市担当者は行政指導を約束。しかし、現在に至るまで市・水産振興課は、サニーサイド社による公共水域の不法占用を認知しながら行政指導を行わず黙認。12月4日には、むしろ申請させて許可する姿勢を示した。

環境省・海上保安庁はこの間、地元の環境保護団体による海洋投棄の告発に対し、「漁協による漁礁整備と聞いており、海洋投棄には当たらないと考えているため関与しない」旨の説明。



Google Earth の当該地の衛星写真(同社画像取得日 2018 年 5 月 17 日)

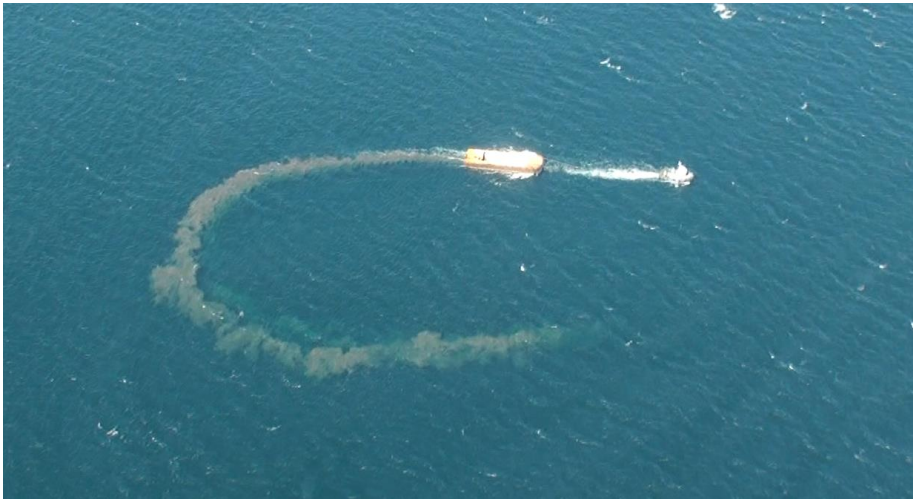
この時点では既設の漁協の離岸堤のみ



2020 年 9 月 28 日のヘリ空撮画像。市有の「芦名 4 号防波堤」に不法に連結して、漁協による離岸堤が延長された。マンション地先の消波ブロックも撤去され、杭が打たれている。 動画あり



3点とも、2020年9月28日のヘリ空撮画像。「漁礁」設置は終わっているが、なぜか浚渫が続く



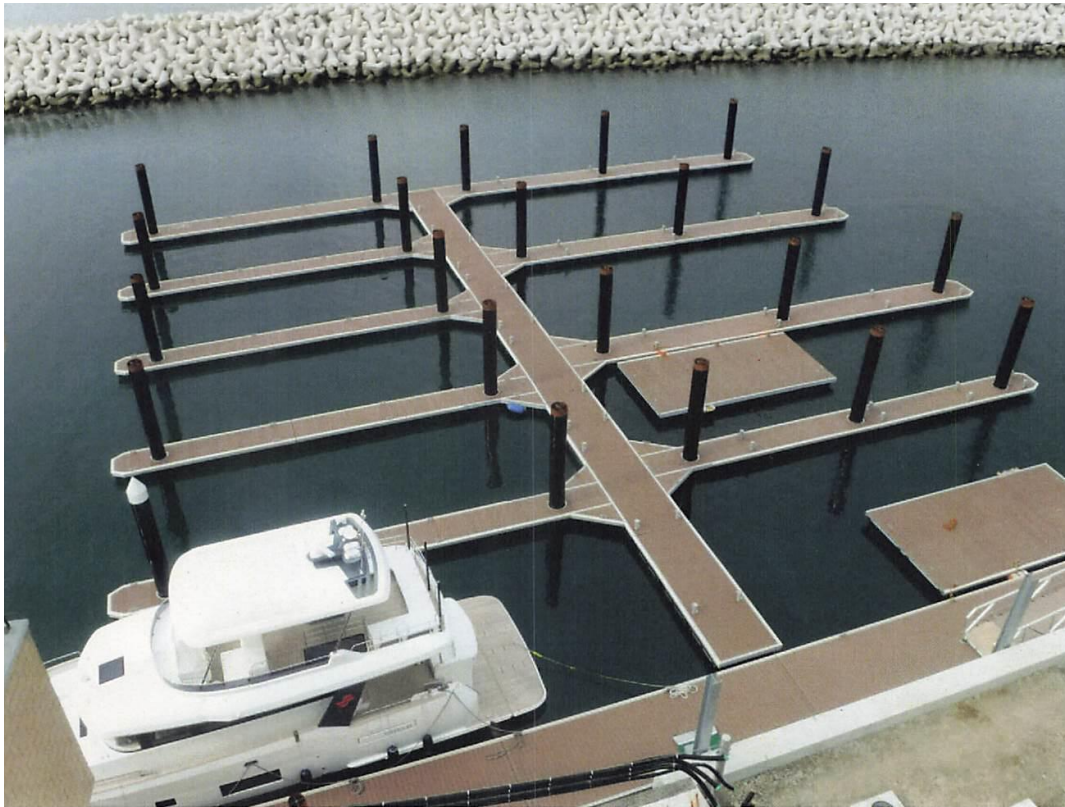
2020年9月28日のヘリ空撮画像。底開式バージ船をタグボート(曳舟)で曳航しながら、円を描くようにして浚渫土砂を拡散して海洋投棄していることがわかる。※動画あり



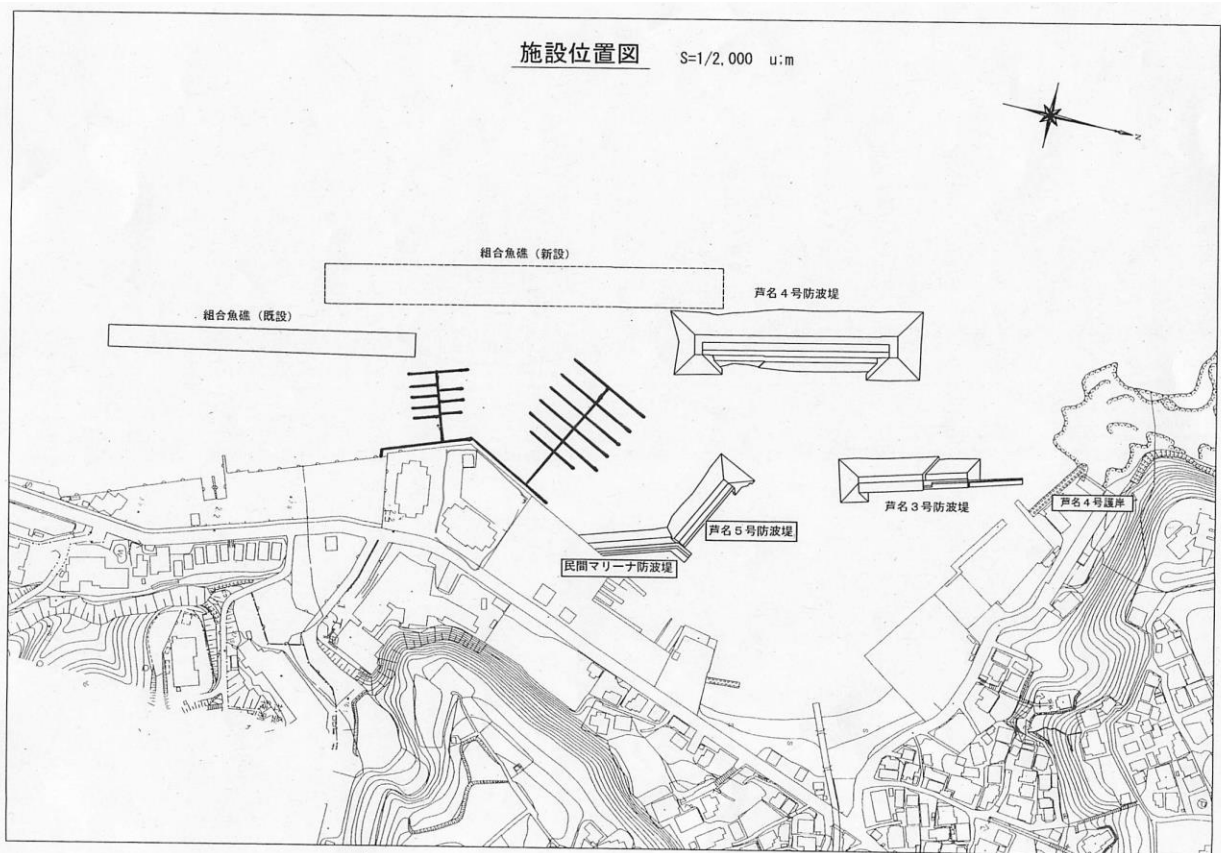
底開式バージ船に積まれた浚渫土砂



ヒラメ刺し網に引っかかった浚渫土砂。浅瀬に付く牡蠣殻が、浚渫土砂由来であることの証



横須賀市担当者が現認した不法占用のバースと船舶(マンション A 棟前)



市提供のサニーサイド社の計画の予定図。ただし現況では市有防波堤に無許可接続されている



2020年12月8日、芦名漁港の防波堤内にまで不法占用で杭が打たれているのが発見される

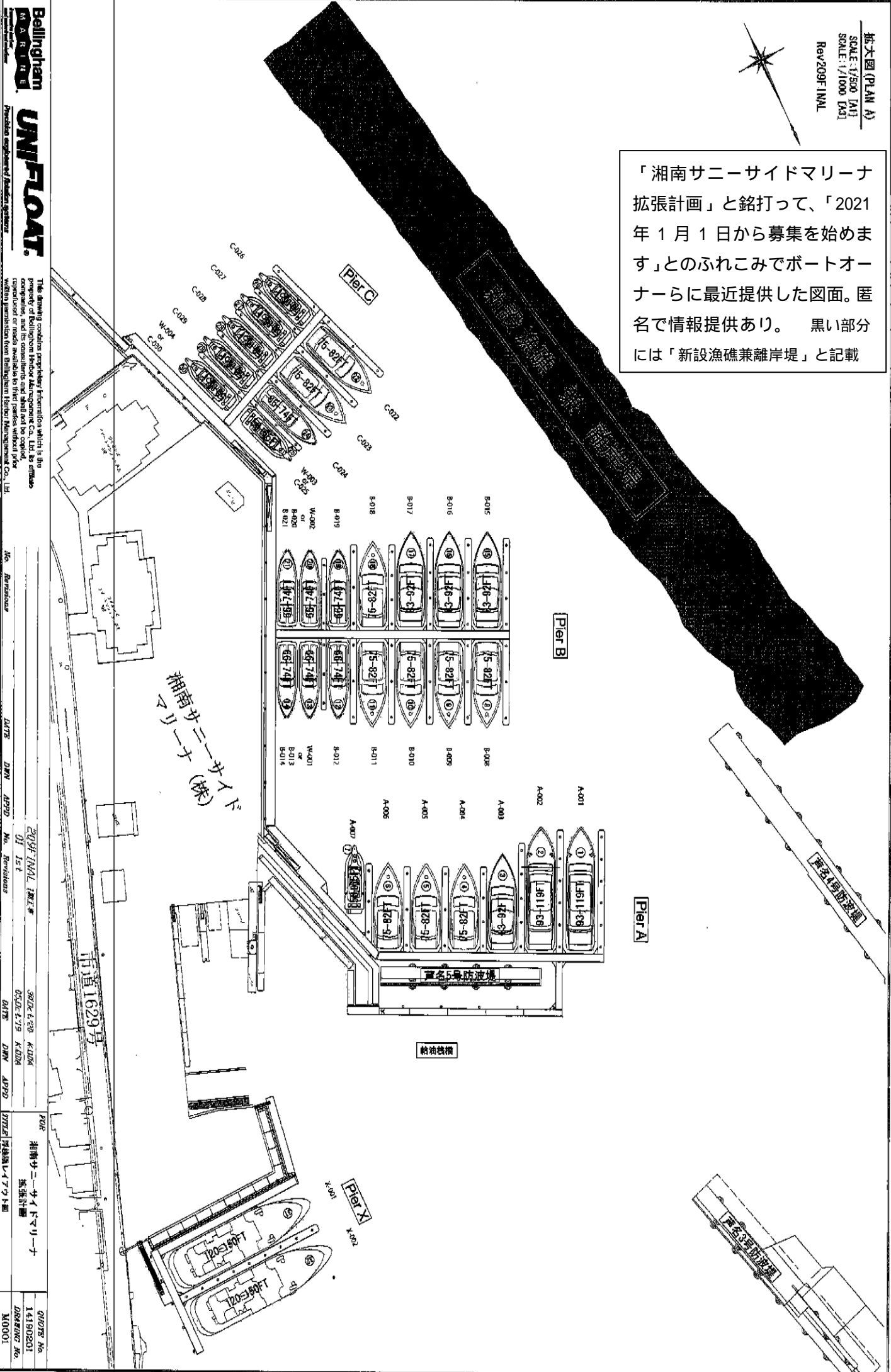


漁業関係者が地図に書き込んだ海洋投棄場所の証言

拡大図 (PLAN A)
 SCALE: 1/500 (A1)
 SCALE: 1/1000 (A3)
 Rev209FINAL



「湘南サニーサイドマリーナ
 拡張計画」と銘打って、「2021
 年 1 月 1 日から募集を始めま
 す」とのふれこみでボートオー
 ナーに最近提供した図面。匿
 名で情報提供あり。 黒い部分
 には「新設漁礁兼離岸堤」と記載



Bellingham
UNIFLOAT
 The drawing contains proprietary information which is the property of Bellingham Harbors Management Co., Ltd. Its release, copying, or modification in any form without prior written permission from Bellingham Harbors Management Co., Ltd. is prohibited.

2024 FINAL 1/21/24
 01 1st
 382X E-20 KJDB
 032X E-19 KJDB
 0172E 岸線幅147.7m 1層

湘南サニーサイドマリーナ
 拡張計画

01078 No.
 14190201
 0828192 No.
 K0001

問題の経過

2019年

- 3月27日 大楠漁協が「漁礁兼消破堤」名目の離岸堤整備のための水域占有につき市・水産振興課に申請書【参考資料1】を提出
- 4月1日 横須賀市長が「漁礁兼消破堤」にかかる占用の許可証【参考資料2】を交付(漁業者につき占有料免除)。なお、共同漁業権を持つ長井漁協の当時の役員は「同意していない」と証言しており、市の説明が待たれる
- 5月頃 大楠漁協が「台風時に高波で救急車が入れなくなる」ことを理由に防波堤設置への同意を長井漁協に打診。長井漁協側は過去の経緯もあり、「図面もないようでは話に応じられない」と回答
- 6月19日 大楠漁協が再び図面を持って「漁礁兼消破堤」設置への同意を長井漁協に打診。地図上で場所も特定できたことから長井漁協側は同日の理事会で了承
- 6月20日 長井漁協とサニーサイド社の間で協定書【参考資料3】が取り交わされる。サニーサイド社が同社周辺の海域を占用使用することに同意し、「迷惑料及び漁業協力金」として1億5000万円を長井漁協に支払うとの内容
- 6月20日 長井漁協の組合長名で横須賀市長に対し、既存の「漁礁兼消破堤」の「延長及びこれに付随する岩礁破碎等」に同意書【参考資料4】を提出
- 6月20日 大楠漁協が「漁礁」名目の離岸堤整備を県・農政部水産課に申請書【参考資料5後半】を提出。長井漁協からの同意書も添付
- 6月21日 県知事が「漁礁兼消破堤」の延伸及びその業務に使用する船舶の作業に必要な水深を確保するための岩礁破碎につき許可証【参考資料5前半】を交付。浚渫量は103,454m³、工事期間は2019年7月1日～2020年10月31日とされた。ただし、申請時の場所に土砂の海洋投棄はできないため、対処するよう口頭で指導
- 8月2日 横須賀海上保安部が「漁礁兼消破堤」設置工事の届出書【参考資料6】を受け
- 8月23日 大楠漁協が浚渫及び海洋投棄を開始
- 9月19日 長井漁協への初の報告。シラス漁船からバージ船による海洋投棄の目撃報告が入る。ヒラメの刺し網に被害があり13名の漁業者が抗議に署名
- 9月頃以降 大楠漁協関係者を名乗る人物から県・水産課に海洋投棄や漁業被害についてたびたび連絡が入るようになる
- 10月頃 海洋投棄の土砂運搬船が水深50～100m付近で複数漁船に目撃されるようになる
- 10月3日 長井漁協が市・水産振興課、港湾総務課、廃棄物対策課を訪問し相談
- 10月4日 長井漁協が県・水産課および横須賀海上保安部・交通課、管理課を訪問し相談
- 10月7日 大楠漁協・福本組合長らが長井漁協を訪れ海図を一枚持って海洋投棄の説明に来たため、「資料は受け取らない。海洋投棄を中止しろ」旨を伝えて追い返す
- 10月13日 長井漁協が黒岩県知事および上地市長に対して、大楠漁協への行政指導を求める文書を提出。大楠漁協に対しては抗議文を提出。【参考資料7】

- 10月14日 長井漁協6名・大楠漁協4名の組合員同士で話し合い、海洋投棄に反対する意向を固める
- 10月15日 ヒラメやアマダイなどの漁業者を中心に長井漁協36名・大楠漁協34名が集まって、海洋投棄の中止を求め署名
- 10月17日 海洋投棄の土砂運搬船が漁船に追いかけて沖へ逃げ水深300m付近で投棄
- 10月18日 ある漁業者がサニーサイド社取締役の羽柴公貴氏に海洋投棄について抗議。これに対し、同氏は届出書【参考資料6】を見せて、「海上保安庁から投棄許可が出ている」旨の虚偽説明をした模様
- 10月18日 長井漁協が海上保安庁第三海区を訪問し相談
- 10月21日 サニーサイド社の人間から県・水産課におそらく海洋投棄の件で何らかの連絡あり。ただし「つきいそ」との説明はしていなかった模様
- 10月22日 海上保安部から県・水産課に対し「漁礁設置だと説明を受けたが、県の意向はどうか?」と問い合わせ有り。県は「投棄することは説明を受けているが、漁礁設置といった目的は聞いていない」旨を回答
- 10月22日 海上保安庁が本当に海洋投棄の許可を出したのか確認するため、長井漁協が届出書【参考資料6】について情報公開請求(後日、許可していないことが確認される)
- 10月23日 大楠漁協が「つきいそ」設置を理由として県・水産課に「神奈川県海面漁業調整規則」に基づく第15号様式の設置届【参考資料8】を提出し、受理される
- 10月23日 エビかご漁の漁業者が、タグボートを走らせながら投棄する船員に対して「アカザエビの漁場で投棄するのはやめてほしい」旨を抗議。取り合われなかったため、長井漁協を訪問して相談
- 10月30日 県担当者の立会の下、大楠漁協関係者と長井漁協関係者による意見交換会が持たれる。【参考資料9】
- 11月11日 海上保安庁第三海区本部に対し、取締依頼の文書【参考資料10】を提出

2020年

- 3月頃 大楠漁協による離岸堤整備が完了。しかし、なぜか浚渫と海洋投棄は続く
- ?月頃 サニーサイド社が市・水産振興課にバース設置の意向を伝え、計画図面を事前協議資料として提出(市側は現在に至るまで正式に受理したものはないと説明)
- ?月頃 大楠漁協がバース設置に合意するとの内諾の意向を市担当者に伝達。なお、市は現在に至るまで共同漁業権を持ち同意が必要な長井漁港の意向を把握していない
- ?月頃 市が、サニーサイド社により市設置の消波ブロックが撤去されたことを現認
- 8月23日 サニーサイド社が無許可のままバースのための杭を設置開始(A棟側・B棟側)
- 8月24日 ライオンズリゾートマンション芦名の管理会社社員が市・水産振興課を訪れ、バース設置への行政指導を求める。「非常に悪質であり、とんでもないことだと思っている。横須賀市としても現地を確認したうえで対応を検討したい」「市としてもマリーナは勝

- 手なことばかりしており、対応に苦慮している状況である。取り急ぎ現場確認を行うこととする」旨の回答。【参考資料 11】
- 8月?日 市・水産振興課がサニーサイド社による不法占用を現認。しかし、その後、現在に至るまで文書による行政指導は為されず
- 8月?日 市・水産振興課がサニーサイド社および田中石材土木株式会社に対し、浚渫に際して市有財産である消波ブロックを断りなく撤去したことについて文書指導
- 8月28日 ライオンズリゾートマンション芦名管理組合の理事長から神奈川県知事に対し、岩礁破碎許可の範囲外と思われる杭打ちへの質問状【参考資料 12】を提出(現在に至るまで回答なし)
- 8月28日 ライオンズリゾートマンション芦名管理組合の理事長から横須賀市長に対し、無許可のバース設置への行政指導を求める要望書【参考資料 13】を提出(現在に至るまで回答なし)
- 9月22日 サニーサイド社が無許可のままバースの浮棧橋を設置開始(A 棟側)
- 9月25日 ライオンズリゾートマンション芦名管理組合の代理人弁護士のもとをサニーサイド社羽柴公貴専務と田中石材土木株式会社臼木専務が訪れ、「占用申請は提出してあって許可がなくとも着工して問題ない」との虚偽説明
- 9月28日 大楠漁協が工期を10月31日に延ばすため、「つきいそ」設置届【参考資料 14】を再提出
- 9月28日 地域住民が航空撮影により浚渫及び海洋投棄の現場を撮影【動画参照】
- 10月12日 サニーサイド社が無許可のままバースを完成させ船を係留(A 棟側)
- 11月3日頃 サニーサイド社が無許可のままバースのための杭を増設(B 棟側)
- 11月6日 ライオンズリゾートマンション芦名管理組合の理事長らが市・水産振興課を訪れて、バース設置への行政指導を求める。【参考資料 15】
- 11月19日 地域住民からの情報提供を受けた横須賀市民オンブズマンが小林に調査依頼
- 11月19日 小林が市・水産振興課に電話確認【参考資料 16】
- 11月20日 横須賀市民オンブズマンと小林にて現地確認。バースへの船舶係留を視認・撮影
- 11月25日 小林にて原・水産振興課長を訪問し聞き取り【参考資料 16】
- 11月26日 小林にて服部・みなと振興部長を訪問し聞き取り【参考資料 16】
- 11月26日 小林にて海上保安庁横須賀海上保安部に電話で聞き取り【参考資料 16】
- 12月4日 服部・みなと振興部長が市議会控室に小林を訪問して報告【参考資料 16】
- 12月7日 小林にて水産振興課主査を訪問し聞き取り
- 12月8日 某県議の協力で、小林にて県担当者を県議控室に呼んで聞き取り
- 12月8日 サニーサイド社が無許可のまま芦名漁港施設内にまで杭を設置
- 12月8日 ライオンズリゾートマンション芦名管理組合の代理人弁護士からサニーサイド社および田中石材土木に対し内容証明にて抗議と金銭補償等の要求【参考資料 17】

問題の関係人物

羽柴 宏昭氏

湘南サニーサイドマリーナ株式会社 代表取締役

佐島漁業株式会社 取締役

横須賀市大楠漁業協同組合 顧問(相談役)

練武建設株式会社 前社長

元横須賀市港湾部(現在のみなと振興部) 職員

羽柴 公貴氏

湘南サニーサイドマリーナ株式会社 専務/取締役

佐島漁業株式会社 取締役

竹内 英明 神奈川県議会議員

父親の竹内清氏は元県議会議員

練武建設株式会社 監査役

ID	献金元	代表者氏名	金額	年度	献金先
1	練武建設	富所練太郎	500,000	2019	自由民主党横須賀市第一支部
2	田中石材土木	田中博之	220,000	2019	自由民主党横須賀市第一支部
3	相信産業株式会社	田中博之	500,000	2019	自由民主党横須賀市第一支部
4	練武建設	富所練太郎	500,000	2018	自由民主党横須賀市第一支部
5	田中石材土木	田中博之	300,000	2018	自由民主党横須賀市第一支部
6	相信産業株式会社	田中博之	500,000	2018	自由民主党横須賀市第一支部
7	湘南サニーサイドマリーナ	羽柴宏昭	50,000	2017	自由民主党横須賀市第一支部
8	練武建設	富所練太郎	500,000	2017	自由民主党横須賀市第一支部
9	田中石材土木	田中博之	260,000	2017	自由民主党横須賀市第一支部
10	相信産業株式会社	田中博之	500,000	2017	自由民主党横須賀市第一支部
11	練武建設	羽柴宏昭	500,000	2016	自由民主党横須賀市第一支部

相信産業(株)は産廃事業者であり、田中石材土木を中核とした TMS グループの一家

小泉 進次郎 環境大臣/衆議院議員

父親の小泉純一郎氏は竹内清県議を「大(おお)先生」と呼び、頭が上がらなかったと言われる

サニーサイド社は支援者であり、道路に面しポスターも2枚掲示【写真参照】

ID	献金元	代表者氏名	金額	年度	献金先
1	田中石材土木	田中博之	1,000,000	2019	自由民主党神奈川県第十一選挙区支部
2	田中石材土木	田中博之	1,000,000	2018	自由民主党神奈川県第十一選挙区支部
3	羽柴宏昭	—	300,000	2018	自由民主党神奈川県第十一選挙区支部

上地 克明 横須賀市長
2017年の市長選では羽柴氏が後援会メンバーとして活動

臼木 勇一氏
田中石材土木株式会社 取締役
サニーサイド社の各種工事の元請け担当者

なぜかサニーサイド社取締役の名刺も持つ(登記上は虚偽)

福本 憲治氏
佐島漁業株式会社 代表取締役
横須賀市大楠漁業協同組合 代表理事組合長

砂村 芳行氏
佐島漁業株式会社 部長
横須賀市大楠漁業協同組合 理事/佐島支所長

木村 正孝氏
湘南サニーサイドマリーナ株式会社 元監査役
2005年に市長選出馬し惜敗/元横須賀市議会議員/元横須賀市職員/

三浦 兼氏
湘南サニーサイドマリーナ株
式会社 特別参与
元海上保安庁横浜海上保安
部長/京浜港長



特別参与
元横浜海上保安部長/京浜港長
三浦 兼 MIURA MASARU

好きな魚料理 カツオの刺身(毎日食べても飽き
ません)

趣味・特技 オートバイ(WR250Rに乗っています。

マリン関係でなくてすみません。)

おすすめのマリンライフ
静かな入江にアンカーしてのんびり過ごす。



氏

氏

参考情報

- ・海洋投棄の様子の動画(2020年9月28日ヘリ空撮)
<http://kobayashinobuyuki.com/swfu/d/20200928OceanDumping00188.MTS>
<http://kobayashinobuyuki.com/swfu/d/20200928OceanDumping00189.MTS>
- ・当初計画の浚渫量は 103,454m³ だった。実際の投棄量は 30 万 ~ 50 万 m³ とみられる。
103,454m³ は競泳プール(50m × 25m × 3m)換算で 41 杯分
103,454m³ は小学校のプール(25m × 10m × 1m)換算で 414 杯分
実際には 30 万 m³ 以上、1,200 杯分以上が投棄されたと見られる
- ・「天神島、笠島、および周辺水域」(神奈川県指定天然記念物)に指定されているエリアの磯も一部、浚渫したとの証言あり。要事実確認。
- ・サニーサイド社は佐島漁業株式会社をホームページ上で「関係会社」と表記
取締役構成から考えても資本関係があると見られる【会社登記簿謄本参照】
佐島漁業の本社の土地と建物もサニーサイド社が所有【不動産登記簿謄本参照】
- ・他にも、サニーサイド社が不法占用してバースを設置した別荘地を売却した実績あり
ある市民から市に抗議をしたが、対処すると回答を受けたまま既に 4 年ほど経過
- ・サニーサイド社はライオンズリゾートマンション芦名(B 棟)の区分所有者として管理組合の組合員でもある
- ・水産庁「浚渫土砂の海洋投入処分に係る漁場環境影響評価ガイドライン」平成 18 年 6 月より
浚渫土砂を漁場・干潟等の造成へ有効利用を図る場合、浚渫土砂は造成のための「材料」であり、海防法の第三条第六項廃棄物の定義「人が不要とした物(油及び有害液体物質等を除く)をいう」に該当せず許可申請の対象とはならない。ただし、漁場・干潟等(造成が補助事業であるかを問わず)への有効利用を行う場合には、造成を行う目的、必要性等が存在するものであり、また、浚渫土砂の材料として適否を判断する必要がある。このことから、無計画な漁場・干潟等の造成への利用は、有効性、有用性を問われることとなり、上述の廃棄物の定義である「人が不要とした物」に抵触する恐れがあるので、適正な利用を図ること。

メディアの方々には詳細の参考資料をお渡ししましたが、
情報提供者の合意が必ずしも取れていないため、
一般向けには公開していません。ご了承ください。

以上